

# 中小企業・小規模企業の振興に関する条例の概要

**【前文】** 中小企業・小規模企業は、本県産業活力の源泉であるとともに、地域社会を支え、県民生活の向上に大きく貢献する重要な存在だが、社会情勢の変化や東日本大震災により厳しい経営環境に直面している。企業自身が経営の改善等に努めるとともに、地域社会全体で支援し、特に小規模企業者については持続的発展が図られるように支援することが必要である。

**【目的】** 中小企業・小規模企業に関する施策を総合的に推進することにより、県経済の発展及び雇用の場の創出を図り、県民生活の向上に寄与する。

**【基本理念】** 中小企業・小規模企業の振興は、以下の点を関係者の共有理念とした上で推進する。

- 中小企業等の創意工夫や自主的な取組に対して支援する
- 中小企業等が県民生活の向上に大きく貢献する重要な存在である
- 人材、自然、技術力その他の地域資源の持続的・積極的な活用を図る
- 中小企業等の支援は産学官金の連携を基本に、関係者が相互に連携する
- 特に、経営資源の確保が困難である小規模企業者に配慮する
- 東日本大震災や今後の災害発生時の復旧・復興は、関係者全てが連携・協調する

